

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第15回本部員会議

日 時：平成30年12月14日（金）
16時30分～

場 所：県庁4階 特別会議室

- I 農場の出荷制限等の解除について

- II 今後の防疫対策について

- III 関市内のいのしし飼育施設の緊急点検報告について

I 農場の出荷制限等の解除について

A 監視対象農場の出荷再開について（畜産研究所・関市内のいのしし飼育施設）

経緯

- | | |
|--------------|--|
| 12月 5日（水） | 畜産研究所において豚コレラ患畜確定
搬出制限区域内5農場への搬出制限を実施
発生農場と交差の恐れのある農場（2農場）に病原体を広げるおそれがある物品の移出を制限 |
| 7日（金） | 畜産研究所の防疫措置完了 |
| 7日（金）～11日（火） | 監視対象農場（7農場）の清浄性の確認
※監視対象で臨床検査、血液検査、抗体検査及び遺伝子検査を行い、すべて「陰性」を確認 |
| 10日（月） | 関市内のいのしし飼育施設において豚コレラ患畜確定 |
| 11日（火） | 関市内のいのしし飼育施設の防疫措置完了 |

A-1 疫学関連農場の出荷再開について

1 現状

豚コレラの患畜が確認された農場と同一のと畜場を使用していた2農場（疫学関連農場）について、12月5日（水）から出荷等を制限。

[制限の内容]

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法第32条の規定に基づき、病原体を広げるおそれがある物品の移出を制限。

2 出荷再開に向けての取り組み

（1）出荷再開の条件

「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」を国と協議のうえ策定し、農場及び出荷豚の安全性が確認されれば、制限を解除し出荷を再開。

（2）県の取り組み

「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」及び「岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件」を策定。従前のと畜場での全頭検査に加え、農場における出荷豚の安全性確認検査のダブルチェック体制を確立。

<「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」による安全確認体制>

※文中のアンダーラインは、今回強化した安全確認体制。太字は国の指示を上回る安全確認体制

- ①農場毎に**専属の家畜防疫員**を配置。
- ②家畜防疫員は、週1回以上立入り検査（臨床検査、検温）を実施。
- ③農場に対し、**毎日2回**、死亡豚のほか、**呼吸器症状**や食欲低下、下痢、活力低下のある豚について、日齢、頭数、体温、豚の様子を**より詳細に報告**させ、豚に異常がある場合は獣医の所見を徴求するとともに、家畜防疫員が確認。
- ④家畜防疫員は、毎日の報告や立入り検査により、豚コレラが疑われる死亡豚や異常豚が確認された場合は、**血液検査の結果を考慮し、病性鑑定を実施**。また、**血液検査にて白血球数の減少が確認された場合、当該豚及び同居豚について、少なくとも1週間、報告徴求において、詳細な臨床症状及び体温を報告。**
- ⑤家畜防疫員は、出荷前に、臨床検査及び**遺伝子検査**を実施。
 - いのしし調査対象区域内の農場
 - ・出荷前日に、出荷予定の豚全頭について検査を実施
 - ・週1回、飼養豚について抽出検査（15頭 → 30頭）
 - いのしし調査対象区域外の農場
 - ・週1回、飼養豚について抽出検査（30頭）

<「岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件」による安全確認体制>

※文中の太字は国の指示を上回る安全確認体制

- ①と畜場法に基づき、県のと畜検査員（獣医師）は、出荷豚全頭のと畜検査（生体検査、解体前検査、解体後検査）を実施し、検査に合格したもののみ食用として流通。なお、生体検査については、**2名に増員**して実施。
- ②と畜場への搬入時の衛生管理については、**1農場毎に入替え制**で行い、**その都度、運搬車両が通過した道路及び豚房の洗浄、消毒を行う**ことを要件とする「岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件」を定め適正に管理。
- ③と畜場内における死亡及び異常豚の発見時には、体温測定、血液検査、剖検を実施。

3 再開予定日

岐阜県監視対象農場衛生監視プログラムにより、12月16日（日）から出荷を再開。

A-2 搬出制限区域内農場の出荷再開について

1 現状

家畜伝染病予防法第32条の規定に基づき、畜産研究所で豚コレラが発生した際、搬出制限区域内（発生農場から10kmの範囲）の5農場については、12月5日（水）から豚、飼料、排泄物等の移動を制限。また、いのしし飼育施設での発生を受けて、搬出制限区域内5農場のうち4農場は、12月10日（月）からの移動制限が重ねてかかる。

2 出荷再開に向けての取り組み

（1）出荷再開の条件（例外措置）

例外措置の条件が整い、国との協議が整えば、例外措置として出荷を再開。

【例外措置の国の条件】

- ・家畜防疫員による「臨床検査」で異常がないこと。
- ・と畜場出荷前後及び出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒すること。

（2）県の取り組み

A-1の疫学関連農場の「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」を適用。

※国の指示を上回る安全確認体制

3 再開予定日

例外措置の対象となる4農場について、12月16日（日）に出荷を再開。

※対象農場（5農場）のうち、1農場は出荷していない。

【搬出制限区域の解除】

発生農場を中心とした半径10km以内に設定した「搬出制限区域」は、発生農場の防疫措置完了後17日が経過した後に、清浄性の確認検査を実施し、陰性であることが確認されれば、国との協議を経て、搬出制限が解除できる。

B 移動制限区域等の解除について（岐阜市畜産センター公園）

1 経緯

- 1 1月16日（金） 豚コレラ疑似患畜確定（PCR検査 陽性）
搬出制限区域内8農場への搬出制限の実施
監視対象農場（20農場）の出荷自粛要請
と畜場の受入自粛及び堆肥センター（岐阜市エコプラン
ト椿）の運営自粛要請
発生農場の防疫措置完了
- 17日（土）～19日（月）
監視対象農場（20農場）の清浄性の確認
※監視対象農場で、臨床検査、血液検査、抗体検査
及び遺伝子検査を行い、すべて「陰性」を確認
- 21日（水） 「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」及び「岐阜
県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」決定
- 23日（金） 監視対象農場からと畜場への搬入開始
- 12月 4日（火） 搬出制限区域の解除

2 解除の条件

岐阜市畜産センター公園を中心とした半径3km以内に設定した「移動制限区域」については、防疫措置完了後28日が経過した後に、国との協議を経て、移動制限の解除が可能。

3 解除の予定

- ・対象：移動制限区域内 農場なし
- ・解除日：12月15日（土）0時（予定）
- ・消毒ポイントの閉鎖
：移動制限区域の解除にあわせて、発生農場から3km地点の消毒ポイント2箇所を閉鎖。

II 今後の防疫対策について

1 有識者会議の設置

県内で発生した豚コレラの事案に関し、今後の拡大防止策を検討するため、有識者会議を設置。

(1) メンバー

(50 音順・敬称略)

- ・青木 博史：日本獣医生命科学大学獣医学部准教授
- ・浅井 鉄夫：岐阜大学大学院連合獣医学研究科教授
- ・石黒 利治：公益社団法人岐阜県獣医師会長
- ・伊藤 貢：有限会社あかばね動物クリニック獣医師
- ・小寺 祐二：宇都宮大学農学部雑草と里山の科学教育研究センター准教授
- ・只野 亮：岐阜大学応用生物科学部生産環境科学課程応用動物科学コース准教授
- ・平田 滋樹：長崎県農林技術開発センター研究企画部門研究企画室主任研究員兼農山村対策室鳥獣対策班
- ・山本 健久：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門ウイルス・疫学研究領域疫学ユニット長

(2) 検討事項

- ・発生経緯等の分析
- ・農場における追加防疫対策
- ・野生イノシシへの対応マニュアルの検討
- ・その他必要となる事項

(3) 開催時期

構成メンバーの日程調整が出来次第、直ちに開催

2 当面の対応

(1) 小動物の侵入防止対策

県から養豚農家等に対して、防鳥ネットを緊急配布。

- ・配布資材：防鳥ネット（20mm菱目） 高さ2m、幅50m
- ・配布対象農場：53戸（養豚農家、いのしし飼育農家）

(2) いのしし農家への立入検査の実施

野生いのしし調査対象区域内で、いのししを飼養している農場等に対して、緊急立入調査を実施。特に、給餌設備、給水設備への野生動物の排せつ物等の混入の防止措置を徹底。

Ⅲ 関市内のいのしし飼育施設の緊急点検報告について

別添のとおり

岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム

1 監視対象農場

搬出制限区域内の農場5戸及び豚コレラの患畜が確認された農場と同一のと畜場を使用していた農場2戸の計7農場を対象とする。

対象農場は、別紙1のとおり。（非公表のため省略）

2 死亡数等の報告徴求

県は、監視対象農場となる期間中、各農場から以下の内容について、別紙2により、毎日2回、午前9時時点の状況を当日の午前11時までに、午後4時時点の状況を当日の午後6時までに報告を求める。

- ①死亡頭数・日齢及び死亡状況
- ②飼育豚の臨床症状（発熱、食欲減退、元気消失、チアノーゼ、呼吸器症状、結膜炎、死流産、その他）
- ③検温（①の同一豚房の個体、②の個体）
- ④診療状況（獣医の診療を受けた場合）
- ⑤前日の出荷頭数

3 立入検査

県は、監視期間中は、以下の条件で農場に立入り、検査を実施する。

なお、農場の立入りについては、農場毎に専属の家畜防疫員を固定する。

- (1) 定期検査：週に1回以上
- (2) 浸潤状況確認検査：防疫措置完了日後直ちに
- (3) 監視解除前の確認検査（搬出制限区域内の農場）：搬出制限解除日
- (4) 監視解除前の確認検査（発生農場と同一のと畜場を使用していた農場）：発生農場との最終接触日から21日経過した日（最終接触日が不明な場合は防疫措置完了日）

＜検査内容＞

臨床検査・検温、血液検査、抗体検査、血液の遺伝子検査及び死亡豚の剖検

- ・豚コレラが疑われる死亡豚が確認された場合は、剖検を行う。
- ・死亡豚が複数頭の場合は、死亡が集中している豚房、豚コレラを疑う症状のある豚房等の死亡豚を抽出する。（最大3頭）
- ・剖検の結果、豚コレラが疑われる症状が認められた場合は、採材し（扁桃、脾臓、腎臓等）、蛍光抗体法及び遺伝子検査を行う。
- ・血液検査にて白血球数の減少が確認された場合、当該豚及び同居豚について、少なくとも1週間、報告徴求において、詳細な臨床症状及び体温の報告を求める。

※立入検査を行う家畜防疫員は、農場へ入った後のシャワー、耳・鼻の清拭、清潔な衣服への交換、メガネをかけている場合はその洗浄を徹底すること。
ただし、立ち入った農場において、豚コレラを疑う臨床症状が認められた場合は、他の農場への訪問までに原則として3日間の期間をあけること。

4 緊急立入検査

上記2及び3において、異常が認められた場合（※）は、県は農場に立入り、臨床検査、同居豚の検温及び採血を行う。

血液検査の結果（白血球減少等）を考慮し、病性鑑定を行うものとする。

なお、解剖時に各臓器の写真撮影するとともに、扁桃による蛍光抗体法、遺伝子検査及び血清を用いた抗体検査を実施する。

（※）緊急立入を行う場合の例

- ・同一豚房内で複数の死亡が認められた場合
- ・豚コレラを否定できない臨床症状（発熱（41℃）、元気消失、紫斑等）が認められた場合

5 検査頭数

3の検査における各農場の検査頭数は、95%の信頼度で10%の感染率を摘発することができる数とし、次のとおりとする。畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

全飼養頭数	採材頭数
1～15 頭	全頭
16～20 頭	16 頭
21～40 頭	21 頭
41～100 頭	25 頭
100 頭以上	30 頭

6 出荷前の立入検査

家畜防疫員は、出荷前に、臨床検査及び遺伝子検査を行う。また、必要に応じて、体温測定や血液検査を併用する。

（1）いのしし調査対象区域内の農場（4農場）

出荷前日に、出荷予定の豚全頭について検査を実施

（2）いのしし調査対象区域外の農場（2農場）

週1回、飼養豚について抽出検査（国の「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」に準拠）を実施。

岐阜県と畜場再開バイオセキュリティ要件

関市食肉センター（H30.12月版）

1 運搬車両関連

- (1) 家畜の搬入時は、と畜場管理者又は県職員が立合い、家畜所有者名・運転手名・トラックの入出時間を記録する。また、搬出制限区域内の豚の運搬車両は、消毒ポイントの通過歴を記録する。
- (2) 豚の搬入完了後、車両洗浄場所で全てのトラックの洗浄、消毒を行う。
- (3) と畜場敷地内の出荷車両が通過する場所については、毎日消毒を行う。
- (4) 車両消毒ゲートの運搬車両消毒槽については、常に消毒液が満水であることを確認する。

2 運転手関連

運搬車両運転手に、下記を徹底する。

- ① 運転手は運転時の長靴とは別に、と畜場専用長靴を必ず持参する。
- ② 施設内で降車する場合は、必ずと畜場専用長靴に履き替え、運転時と降車時の長靴は明確に区別する。
- ③ と畜場専用長靴は、車内に直置きしない（専用トレーなどの上に置く）。
- ④ 運転手は、作業に入る前に必ず、防護服、使い捨て手袋を着用する
- ⑤ 運転手が係留場所に入る際の入口は、1か所に限定する。
- ⑥ 退場時、と畜場専用長靴については、消毒を行う。
- ⑦ 防護服については、退場する際に回収する（ゴミ箱を設置する等での対応も可とする。）。
- ⑧ 運転手は、上記の遵守状況を記録し、と畜場管理者へ提出する。

3 施設関連

- (1) と畜場を再開する前に、場内及び施設を十分に消毒する。
- (2) 搬入は1農場毎に行い、搬入が完了したら、その都度、運搬車両が通過した通路及び豚房の洗浄・消毒を実施する。
- (3) トラックの荷台の敷料（糞便を含む）置き場の周辺を、毎日、洗浄・消毒する。
また、敷料置き場は、夜間はブルーシート等で被覆する（可能な限り荷台の敷料は用いない。輸送中に出た糞便は浄化槽に入れる。）。
- (4) と畜場管理者は、上記の実施状況を記録し保管する。

4 搬入個体関連

搬入時に豚の異常が認められた場合は、作業を中止し、速やかに中濃家畜保健衛生所に通報するとともに、中濃家畜保健衛生所の指示に従う。

5 その他

と畜場において監視対象農場の豚で異状があった場合の対応は別紙のとおりとする。

と畜場において監視対象農場の豚で異状があった場合の対応

と畜場での対応

関市食肉センターは、と畜場で豚の異状を確認した場合、直ちに管轄する中濃家畜保健衛生所へ連絡する。

【死亡豚があった場合】

(周囲の豚)

- 周囲の豚の臨床症状を確認するとともに体温測定（と畜場管理者又は県職員対応）
- 発熱があれば採血、白血球数測定（中濃家畜保健衛生所立入・採材）
- 異状なければと畜

(死亡豚)

- 中央家畜保健衛生所にて剖検

【異状豚があった場合】

- 当該豚及び周囲の豚の臨床症状を確認するとともに体温測定（と畜場管理者又は県職員対応）
- 発熱があれば採血、白血球数測定（中濃家畜保健衛生所立入・採材）
- 異状なければと畜

当該農場での対応（関係家畜保健衛生所対応）

- 異状の確認
- 異状があれば当該豚周囲の豚の体温測定
- 発熱があれば採血、白血球数測定

平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告

その4

～4例目（関市：いのしし飼育施設）事案を受けた緊急点検～

平成30年12月14日

岐阜県豚コレラ検証作業チーム

本検証について

国内で26年ぶりに岐阜市内で確認された豚コレラ^{とん}について、9月9日に豚コレラが患畜確定した後、各農場において防疫体制の徹底のほか、野生いのししからの感染防止対策などが実施されてきた。

しかし、感染の2例目が11月16日に岐阜市畜産センター公園で、3例目が12月5日に岐阜県畜産研究所で、さらに12月10日に4例目として関市内のいのしし飼育施設で確認（疑似患畜が確認）された。

12月14日時点で4例目までの感染ルートも解明されていないが、今回豚コレラが確認された施設である関市内のいのしし飼育施設における防疫措置は適切であったのかを緊急に調査した。

その結果、関市内のいのしし飼育施設における課題及び県の今後の取り組みについて改善及び強化する点を緊急に提案する。

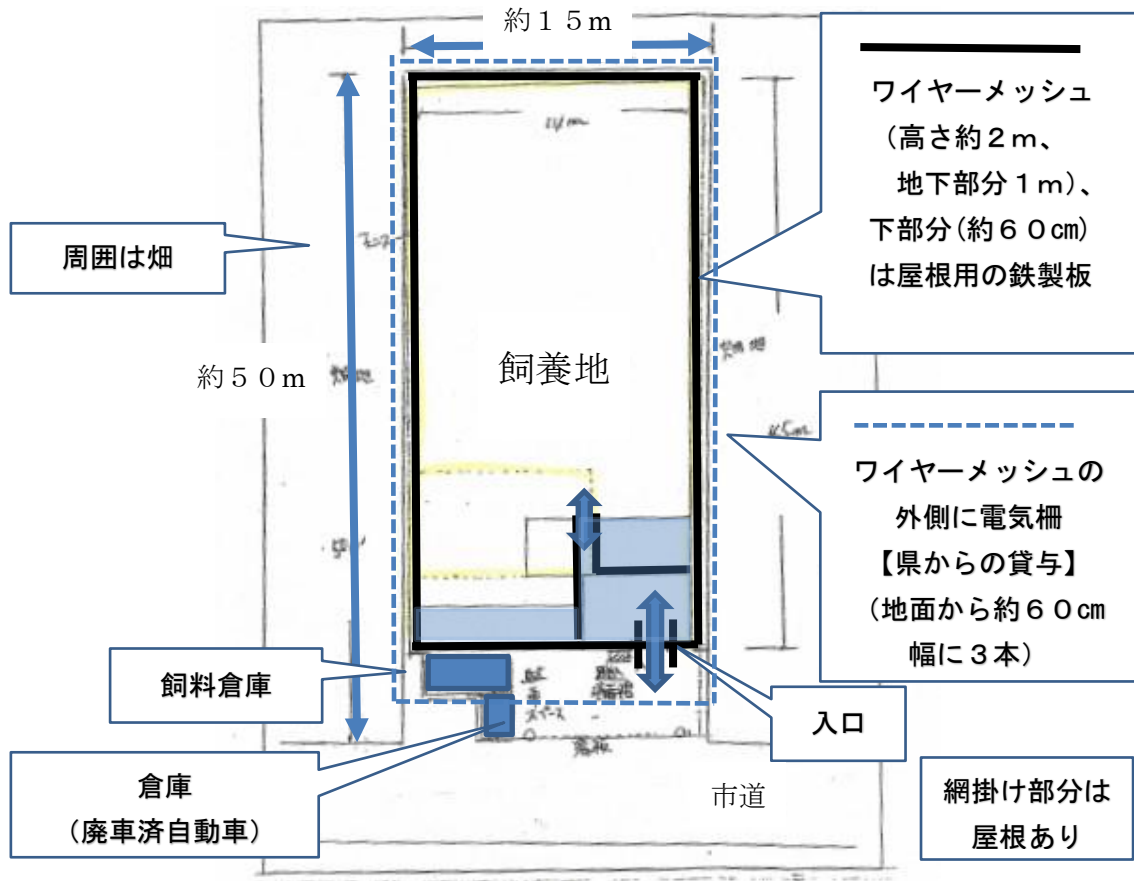
【検証項目】

関市内のいのしし飼育施設における防疫措置

1 関市内のいのしし飼育施設における防疫措置

事実関係

豚舎配置図



【関市内のいのしし飼育施設の概要 (12/12 飼養者に聞き取り)】

- ・ 約20年前からいのししを飼育。シシ犬とは狩猟の際いのししを追い詰める役割を担う犬のことで、その訓練を実施する場として施設の運用管理を開始。
- ・ しかし、いのしし猟はワナが主流となってきたため、訓練場設置後4～5年後から訓練は実施せず、以後、猟犬を施設内に入れることはなかった。いのしし飼育を継続したのはジビエ用の肉の在庫が少なくなった時のため。
(※飼養者は狩猟して捕獲したいのししを自宅併設施設で飼養者自身で解体し、冷凍保存、翌年以降に出荷する生業を約10年前から実施)。
- ・ 施設開始当初にいのししを入れて以降、野生いのししを施設内に新たに入れたことはない。

【飼養者 (12/10)】一人 (飼養者) で実施

【飼養状況 (12/10)】いのしし 22頭

対応の推移

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場で県内 1 例目の豚コレラ事案発生（患畜確定）	
9/14(金)	★野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内 1 頭目。岐阜市内）	
9/28(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・中濃家畜保健衛生所による立入検査 ・飼養いのしし：異常なし ・飼養衛生管理基準の遵守状況：問題なし 	
10/3(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養者、いのしし捕獲作業従事 (各務原市須衛、各務東町にて 2 頭捕獲。うち 2 頭 PCR 検査陽性。電殺作業及び車まで引きずる作業を実施) 	
10/19(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養者、いのしし捕獲作業従事 (関市倉知南にて 1 頭捕獲。PCR 検査陽性。車まで引きずる作業を実施) 	
10/28(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養者、いのしし捕獲作業従事 (関市稲口にて 6 頭捕獲。うち 1 頭 PCR 検査陽性。車まで引きずる作業を実施) 	
10/29(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養者、いのしし捕獲作業従事 (関市 5 頭すべて陰性) <div data-bbox="448 1218 1358 1525" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※飼養者の狩猟状況（本人に中濃家保が聞き取り(10/30)）</p> <p>毎日わなの見回りを実施。関市、各務原市の 1 部を 4～5 名で実施。捕獲時は防護服、手袋、専用長靴を着用して作業。いのししの止め刺しは別の人を実施し、農場主は実施していない。作業後、防護服、手袋使用後は中央家保で処分。長靴、器具は逆性石鹼で消毒。長靴は車で消毒後、履き替え、車のマット、ペダルも消毒。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・中濃家保から野生いのししの注意喚起の電話連絡をした際、当該飼養者が捕獲作業に従事したことを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中濃家保の指導 ・以後野生いのししの捕獲には関わらないよう指導
10/30(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・中濃家畜保健衛生所による立入検査 ・飼養いのしし 2 3 頭：異常なし ・飼養衛生管理基準の遵守状況：指摘事項有 	<ul style="list-style-type: none"> ○中濃家保の指導 ・専用の衣服は準備されていなかったため防護服を使用するよう指導。

	<p>前日の電話において、農場主が陽性いのししと接触していたことが確認されたため、監視農場と同じ扱いとし、以後1日2回の報告徴求、週1回の立入検査を実施することを説明。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・踏み込み消毒槽の設置方法を指導。
11/7(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・中濃家畜保健衛生所による立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・飼養いのしし23頭：異常なし ・飼養衛生管理基準の遵守状況：問題なし <p>※飼養者の狩猟状況 (本人に中濃家保が聞き取り(11/7)) 「誘いはあったが自粛している。なるべく陽性地域には行かないようにし、後方支援に回っている。陰性地域の捕獲をしている」。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中濃家保の指導 <ul style="list-style-type: none"> ・専用衣服を確認。 ・踏み込み消毒槽の設置を確認。 ・車両消毒について手押しの蓄圧式ポンプを貸し出す。山から出るとき以外にも、事務所に帰った際も実施するよう指導。
<p>※飼養者の狩猟状況 (本人に検証チームが聞き取り(12/12)、猟友会活動記録確認) 「後方支援とはわなの設置、いのししがかかっていた場合の猟友会への連絡のみ」 「活動地域は外縁部(関市北東部。関市下有知～富加)地域のみ」 →11月中旬に24回狩猟活動を実施。全て外縁部であり、この間活動地域に豚コレラウイルスに感染したいのししは見つかっていない。</p>		
11/16(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・中濃家畜保健衛生所による立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・飼養いのしし23頭：異常なし ・飼養衛生管理基準の遵守状況：問題なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○中濃家保の指導(特になし)
11/16(金)	<p>★岐阜市内の農場(岐阜市畜産センター)で県内2例目の豚コレラ事案発生(疑似患畜確定)</p>	
11/20(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・中濃家畜保健衛生所による立入検査 <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準の遵守状況：問題なし <p>陽性いのししとの接触(10/28)から3週間以上が経過(11/19)し、以降、本人もいのししの捕獲を自粛しており、かつ飼養衛生管理基準・防疫体制が徹底され、飼養いのししにも異常が認められないことから、監視体制(週1回の立入、毎日2回の報告徴求及び異常時の通報)をこの日から毎日1回の報告徴求および異常時の通報に戻すことを伝達。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中濃家保の指導(特になし)

12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所で県内3例目の豚コレラ事案発生 (患畜確定)	
12/9(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11:30 直前 飼養者から中濃家畜保健衛生所に連絡「ひん死状態(うずくまっていた状態)のいのしし1頭(A)を確認した」 ・ 11:30 中濃家畜保健衛生所から畜産課へ報告。 ・ 13:30 ひん死のいのしし(A)死亡 ・ 14:00 中濃家畜保健衛生所職員による立入検査、これによりさらに1頭(B)の衰弱いのしし(下血)を確認。 (いのししBは翌日死亡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18:30 県中央家畜保健衛生所において剖検開始(いのししA)。 ・ 23:20 県中央家畜保健衛生所においてPCR検査開始。
12/10(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5:30 PCR検査結果:陽性 ・ 11:30 国との協議を経て、疑似患畜と決定 ・ 12:00 防疫措置開始 	
12/11(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15:56 防疫措置完了 	

(関市内のいのしし飼育施設の防疫対策)

【飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	いのしし飼育施設の対応
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 一連の作業施設を含んで設定
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養については一人の飼養者が実施。 衛生管理区域への立入は飼養者以外は行っていない。 餌を提供する際にも手袋を着用し消毒の上、飼養地に投げ捨てており、飼養主といのししが接触することはない。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 手押しの蓄圧式ポンプで車両消毒を実施。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域に入る者は、専用の防護服、長靴、手袋を装着。消毒も実施。 畜舎出入口付近の消毒槽の設置 少なくとも今年7月初旬以降、飼養地に入ったことはない。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 	<ul style="list-style-type: none"> 専用の服、長靴を設置、着用
<ul style="list-style-type: none"> 野生動物等からの病原体の侵入防止 	
<ul style="list-style-type: none"> 給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 飼料はコンテナ室内に保管（通常は自宅栽培又は近所から提供された野菜類を直接給餌、くず米は予備的にコンテナ室に保管） 堆肥物は敷地内に放置し処置せず
<ul style="list-style-type: none"> 飲料に適した水の給与 	<ul style="list-style-type: none"> 水は井戸水で水槽にため、飼養地の外から直接飼養地内の水桶に供給
<ul style="list-style-type: none"> 家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置 	<ul style="list-style-type: none"> 死体は訓練場設置後処分していない（いのししの食糧となる）

【その他の対策】

- ・ 飼養地の外周には高さ2m程度のワイヤーメッシュ（金網柵）を設置。下段60cmほどは屋根用の鉄製板で内部のいのししがワイヤーメッシュを破らないような構造となっている（逃走防止）。これが結果的に飼養いのししと外部からの野生いのししと接触できない効果を持っている。
さらにワイヤーメッシュの外側に電気柵を設置していた。
- ・ 付近にはいのししの目撃情報はないが、きつね、いたち、ねずみはいるとのこと。
- ・ 小動物対策として網かご式のねずみ捕獲機を設置。
また、周囲には、からす、すずめ、とんびなどの鳥類が散見されるが施設には防鳥ネットは未設置。

2 県の今後の取り組み

課題

- ・ 当該農場は、いのししの侵入防止対策については周囲にワイヤーメッシュ、電気柵等が設置され、飼養いのししと野生いのししとの物理的接触ができない措置が行われていた。
- ・ 予備の飼料（くず米）はコンテナ室内で保管されていたものの、近所の人から提供された飼料用の野菜置場は屋外にあり、露天に放置されることがあった。
また、給餌設備、給水設備がいずれも露天であったことや、与えられた飼料が食べ残しとして農場内に放置されていた可能性があった。
（これらは飼養衛生管理基準で定める「給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止」の不徹底にあたる）
- ・ 現在、国の拡大豚コレラ疫学調査チームによる感染ルートの疫学的な調査も続けられているが、現時点ではこの訓練場を含み、感染ルートは明らかになっていない。

- ・ 今回の事態に鑑み、追加措置としてとるべきは、3例目で指摘した事項と同様、ウイルス侵入ルートの可能性として考えられる鳥など小動物に対するさらなる防疫対策である（当訓練場は飼養スペースの大半に屋根がない）。
- ・ なお、今回の豚コレラ感染いのししは、前日まで豚コレラの典型的な症状とされる顕著な異常（「死亡豚の多発」「下痢」など）はなく、12月9日当日にひん死状態のものが確認された。

対策：県の取り組みの改善点及び強化する点

- ・ 他の農場に対し、国の飼養衛生管理基準の遵守について、改めて再点検し、徹底を図る。
さらに、いのししを飼養している施設に対して緊急立入調査を行う（野生いのしし調査対象区域：3か所）。特に、給餌設備、給水設備への野生動物の排せつ物等の混入の防止措置の徹底を図る。
- ・ 追加措置として、鳥などの小動物対策を推進する（防鳥ネットの設置、小動物が侵入できる隙間を板などで塞ぐなど）。
- ・ 引き続き、農林水産省の拡大豚コレラ疫学調査チームと連携し、感染ルートを調査する。
- ・ 専門家からなる「豚コレラ有識者会議（仮称）」を早急に立ち上げ、これまでの経緯の分析、さらなる追加措置の検討、新たないのしし対応マニュアルの策定などを検討する。
- ・ 今まで以上に現場との連携を緊密にし、わずかな兆候も見逃さず、速やかに対応するよう徹底する。